

新地町タクシー助成事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「新地町タクシー助成事業業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、事業を円滑に実施するために適切な事業者を優れた企画提案の内容や価格等を総合的に評価できる公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名	新地町タクシー助成事業業務委託
(2) 業務内容	新地町内の移動又は新地町内から公立相馬総合病院への移動 若しくは公立相馬総合病院から新地町内への移動における 町民対象の定額タクシー助成業務
(3) 仕様等	別添仕様書のとおり ※提案内容を踏まえて協議により変更する場合がある。
(4) 業務期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 提案上限額（運行にかかる費用）

提案上限額 3,120千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※タクシー助成業務に必要な機器整備費（無線、ナビ等）、人件費等を見込んだ額として積算してください。

※事業規模が想定と大きくかけ離れている場合には無効とします。

※この提案上限額は、本業務の上限額を示したもので、契約金額ではありません。

※本プロポーザルは、令和8年度当初予算成立後、速やかに事業を開始できるよう予算成立前の準備行為として行うものであり、当該予算が減額又は成立しなかった場合は、変更または中止となるため、十分留意の上、応募すること。

4. 実施形式 公募型

5. スケジュール（予定）

令和8年 2月18日（水）	公募開始
令和8年 2月25日（水）17時まで	質疑受付締切
令和8年 3月 6日（金）正午	企画提案書等（参加表明書含む）の提出締切
令和8年 3月13日（金）15時	プレゼンテーション審査
令和8年 3月中旬	審査結果通知

6. 参加資格

- ① プロポーザルに参加できる者は、「プロポーザル参加申込書」提出日において、次に掲げる要件をすべて満たすこととする。（「新地町タクシー助成事業業務委託仕様書」の業務内容を実施できる者）なお、受注者の決定までの間に要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。
- ② 本事業の施行期日現在において3年以上、相馬交通圏を営業区域とし、一般乗用旅客自動車運送事業の実績を有する者
- ③ 相馬交通圏において、東北運輸局福島運輸支局に届出をし、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた事業用車両を8台以上保有する者
- ④ タクシー助成事業利用区域において、運行時間内に運行及び受付時間内に受付し、助成対象者（登録者）からの予約に30分以内の配車ができる者
- ⑤ 福島県内に営業所（運行管理者及び整備管理者が常駐する）を有すること。なお、タクシー助成事業の運行時間内においては、新地町駅前で最低1台以上、電車のダイヤに合わせ配車の待機できること。
- ⑥ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれに該当しない者であること。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑧ 新地町の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 新地町の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。

7. 失格に関する事項

下記のいずれかの事項に該当するときは、参加資格を失う。

- ① 提案書等の提出日、提出場所、提出方法等が本要領の定めに適合しないとき。
- ② 提案書等に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- ③ 提案書等の全部若しくは一部を提出しないとき、又は提案書等に記載すべき事項の全部若しくは一部を記載しないとき。
- ④ 審査委員や事務局職員などの関係者にプロポーザルに対する援助を直接若しくは間接に求めたとき。
- ⑤ 審査委員会に対する公正な審査を妨げたとき。

8. 質疑・応答

- (1) 提出方法 電子メールによる（様式は「質問書」（様式6）により作成）。
- (2) 提出期限 令和8年2月25日（水）17時まで
- (3) 提出場所 新地町企画政策課
- (4) 回答方法 質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、町ホームページで公開する。

9. 参加申込の手続き

- (1) 提出書類 以下の書類を作成し提出のこと。
- | | |
|----------------|----|
| ア 証約書（様式1） | 7部 |
| イ 参加表明書（様式2） | 7部 |
| ウ 業務実施体制書（様式3） | 7部 |
| エ 企画提案書（様式4） | 7部 |
| オ 見積書（様式5） | 7部 |
- 見積書は、別添「新地町タクシー助成事業業務委託仕様書」により作成して提出すること。
- カ 東北運輸局福島運輸支局発行の許可書（写し）
キ 東北運輸局福島運輸支局発行の運賃及び料金に関する許可書（写し）
ク 法人の定款又は約款（写し）
ケ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）発行日から3か月以内のものに限る。
- (2) 提出方法 新地町企画政策課へ持参又は郵送（公募期間内必着）とする。
郵便事故等については、これを考慮しない。
- (3) 提出期日 令和8年3月6日（金）正午まで
- (4) 提出先 〒979-2792 新地町谷地小屋字樋掛田30番地
新地町企画政策課政策推進係

10. 審査及び選定

- (1) 日時 令和8年3月13日（金）15時
- (2) 会場 新地町役場3階正庁
- (3) 選定方法 プレゼンテーション審査
- 全ての提案事業者のプレゼンテーション審査終了後、審査を行い、受託候補事業者及び次点事業者を選定する。選定結果は3月中旬に文書により通知し、本町ホームページに公表する。なお、受託候補事業者が辞退等の際には次点の事業者を繰り上げる。
- (4) プレゼンテーションの時間等
- ①プレゼンテーションの時間は1提案事業者当たり30分程度（提案20分以内、

質疑 10 分程度) とする。

- ②説明は、事前提出した企画提案書等の内容を基本とする。
- ③出席者は 1 提案事業者当たり 3 名以内とし、うち 1 名は受託した場合における主担当者（委託業務責任者又は主たる運行管理者）であること。
- ④プロジェクター、スクリーン以外の必要な機器については、提案者で用意すること。（プロジェクター、スクリーンを持ち込むことも可能）

1 1. その他

- (1) 提案書の作成等に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は返却しない。
- (3) 提出された提案書等は、審査目的以外には提案者に無断で使用しない。
- (4) 審査内容及び審査結果については、一切の異議を認めない。
- (5) その他、この要領に定めのない事項については、必要に応じて参加希望者と新地町が協議して定めるものとする。

1 2. 問い合わせ先

〒979-2792 新地町谷地小屋字樋掛田 30 番地

新地町企画政策課政策推進係

電話 0244-62-2112

FAX 0244-62-3194

Mail kikaku@town.shinchi.lg.jp